

教会写真等の撮影及び使用に関する細則

(趣旨)

第1条 「カトリック長崎大司教区 教会写真等の撮影及び使用許可要綱」に基づき、教会写真（映像を含む。以下「写真等」という。）の撮影及び使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(写真等の撮影及び使用の申し込み)

第2条 教会写真等の撮影又は使用を希望する者は、カトリック長崎大司教区（以下「長崎教区」という。）のホームページ上にある「取材・撮影申請書」又は「掲載・使用申請書」を2週間前までに長崎教区に提出し、許可を受けなければならない。なお、申請の際には、企画書等を提出するものとする。

(外観の撮影等)

第3条 教会の外観を撮影する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 司祭及び信徒の指示に従うこと。
 - (2) 司祭、信徒及び来訪者の妨げにならないよう注意し、肖像権を侵さないこと。
 - (3) 植え込みや周囲の石垣などの立ち入り禁止場所での撮影はおこなわないこと。
- 2 長崎教区の許可書をもって撮影する場合は、前項各号に加え、次の各号に留意しなければならない。
- (1) 「取材・撮影許可書」及び身分証明書を教会関係者に提示し、自社腕章を着用すること。
 - (2) 司祭又は信徒の了承なしに、教会とレポーター・タレント等を同時に画角に収め撮影しないこと。

(内観の撮影等)

第4条 次の各号に該当すると認めるときは、教会内部の写真等の撮影及びその写真等の掲載・使用を許可する場合がある。

- (1) 行政又は長崎の教会群インフォメーションセンターが必要とするとき。
- (2) 学術書籍、美術書籍等の学問上の観点から必要とされるとき。
- (3) テレビや映画等で、長崎教区の所有写真等以外を真に必要とするとき。
- (4) その他、長崎教区が必要と認めるとき。

(写真等の使用)

第5条 教会の写真等を使用する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 信者の祈りの場であることを自覚し、教会のイメージを損なう恐れがないように配慮すること。
 - (2) 商品パッケージや包装、缶等、破り捨てられたり踏みつけられたりする恐れがあるものについては、破り捨てられない工夫をするか、あるいは写真等を直接使用するのはなく、信者の心情に配慮したデザイン等に変更すること。
- 2 撮影又は使用許可を得た目的以外に写真等を使用してはならない。後日他の目的に利用しようとする場合は、改めて申請書を提出した上で許可を受けること。

(使用料等)

第6条 長崎教区の所有写真の使用料は、以下の通りとする。

(1) 料金

- ①基本料金は1,000円とする。本料金には、ダビング費、通信連絡費を含むものとする。
- ②基本料金に加え、使用区分による料金は下記のとおりとする。

使用区分	料金
ア. 無小冊子・パンフレット	一枚 2,000円/回
イ. 有償冊子・企業広報冊子・パンフレット	一枚 4,000円/回
ウ. ポスター等その他印刷物への使用	
・ B3サイズまで	一枚 10,000円/回
・ A2～B2サイズまで	一枚 20,000円/回
・ 上記サイズ以上	一枚 30,000円/回
エ. テレビ・ホームページ等	一枚 50,000円/回

(2) 減額措置

- ①行政等が、周知・啓発用を使用する場合については、「基本料金」を免除し、一枚につき50%を減額することができる。
- ②5枚以上使用する場合については、一枚につき使用料金の25%を減額することができる。

(3) 映像については、今後、長崎教区において準備することとし、素材が整い次第、料金を定めるものとする。

(管理事務)

第7条 長崎教区所有写真等の管理及び提供に関し、長崎の教会群インフォメーションセンターに当該業務を委託できるものとする。

- 2 世界遺産構成資産に限り、特に問題がないと認められるものについては、長崎の教会群インフォメーションセンターに許可事務も委託できるものとする。

附則

この細則は、平成27年10月1日より施行する。

附則

この細則は、平成28年7月1日より施行する。

教会の写真等に係る各種申請 取材・撮影許可及び映像・記事等の掲載・使用許可に係る遵守事項

カトリック長崎大司教区（以下「長崎教区」という。）が保有する教会等に関わる映像・記事等の放映・掲載は、尊厳を傷つけないもの限り許可しております。カトリックの精神にそぐわない商用広告や著しく品位を書く番組・雑誌上での放映・掲載を目的とする撮影や取材等には原則応じかねますので、ご了承ください。また、以下に掲げる諸事項を遵守する旨ご成約いただくこととなりますので、併せて御承知置きくださいますようお願い申し上げます。

なお、取材撮影や掲載使用等の申請は、必要とされる期日から遅くとも2週間前までに申請いただくよう、お願い申し上げます。（対象教会の主任司祭の承認確認等に時間がかかる場合があるためです。）

〈教会堂内の撮影及び掲載・使用について〉

教会堂内における撮影は禁止とさせていただきます。

教会堂内の写真・動画を掲載・使用したい場合には、長崎教区が撮影・管理している写真・動画（有料）に限り使用を認めるものとします。写真・動画の管理及び提供に関しては業務を委託しておりますので、長崎の教会群インフォメーションセンターにお問い合わせください。（ただし、現在準備中の写真・動画もございますので、必要とする素材が提供できない場合には撮影を許可する場合があります。）

ただし、以下の場合には撮影や掲載・使用が許可される場合があります。

- a. 行政又は長崎の教会群インフォメーションセンターが必要とするとき。
- b. 学術書籍、美術書籍等の学問上の観点から必要とされるとき。
- c. テレビや映画等で、長崎教区の所有写真等以外を真に必要とするとき。
- d. その他、長崎教区が必要と認めるとき。

〈撮影・取材時の遵守事項〉

- a. 遅くとも2週間前までに「取材・撮影申請書」を長崎教区に提出し、許可を受けること。なお、申請の際には、企画書等（書式自由）を添付すること。
- b. 当日は「取材・撮影許可書」及び身分署名書を教会関係者に提示し、自社腕章を着用すること。
- c. 教会堂内へ立ち入った取材・撮影は行わないこと。ただし、堂内撮影が認められている場合を除く。
- d. 司祭又は信徒の了承なしに、教会とレポーター・タレント等を同時に画角に収める撮影は行わないこと。
- e. 司祭、信徒及び来訪者の妨げにならないよう注意し、肖像権を侵さないこと。
- f. 植え込みや周囲の石垣などの立入禁止場所での撮影は行わないこと。
- g. その他当該協会の司祭や信者の指示があった場合は、これに従うこと。
- h. 使用する写真や動画に合成等の著しい加工を施さないこと。
- i. 映像・取材記事等を使用した作品（映画、ビデオテープ類、写真、雑誌、書籍等）については、放映・刊行後一部を長崎教区に寄贈すること。
- j. 映像・取材記事等を他の目的に利用しようとする場合には、改めて「掲載・使用申請書」を提出した上で許可を受けること。
- k. 虚偽の申請又は教会関係者の指示に従わない等の理由により、許可を取り消す場合があること。その場合、取消に伴う費用や損害が生じても、長崎教区はその責を負わない。

- l. 問題が発生した場合は、申請者が全責任を負うこと。
- m. 許可期間は1年とし、期間を延長する場合であっても、新規に許可を受けること。

〈既存の映像・記事を掲載・使用するときの遵守事項〉

- a. 遅くとも2週間前までに「掲載・使用申請書」を長崎教区に提出し、許可を受けること。なお、申請の際には、企画書等（書式自由）を添付すること。
- b. 前期の〈撮影・取材時の遵守事項〉のうちh～mについて準用すること。

〈商品製作にかかわる遵守事項〉

長崎教区が保有する教会等の名称・写真・デザイン等を使用して物品等を製作するに当たっては、主に長崎県内の企業・団体・個人を応援する目的で、カトリック教会の品位を傷つけないものに限り許可しております。また、以下に掲げる諸事項を遵守する旨ご成約いただくこととなりますので、併せて御承知おきくださいますようお願い申し上げます。

また、申請問い合わせは、必要とされる期日から遅くとも1ヶ月までに申請いただくよう、お願い申し上げます。

〈商品製作時の遵守事項〉

- a. 遅くとも1ヶ月前までに「掲載・使用申請書」を長崎教区に提出し、許可を受けること。なお申請の際には、商品等の見本（企画書・図案でも可）及び企業・団体等の概要書を添付すること。
- b. 信者の祈りの場であることを自覚し、教会のイメージを損なう恐れが無いように配慮すること。
- c. 商品パッケージや包装、缶等、破り捨てられたり踏みつけられたりする恐れがあるものについては、破り捨てられない工夫をする、あるいは写真等を直接使用するのではなく信者の心情に配慮したデザイン等に変更すること。
- d. 使用許可を受けた使用目的及び方法により適正に使用すること。
- e. 物品等が完成したときは、速やかに完成した見本を長崎教区へ提出すること。ただし、完成した見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- f. 製作した物品等を商標登録しないこと。
- g. 虚偽の申請又は教会関係者の指示に従わない等の理由により、許可を取り消す場合があること。その場合、取消しに伴う費用や損害が生じても、長崎教区はその責を負わない。
- h. 問題が発生した場合は、申請者が全責任を負うこと。
- i. 許可期間は1年とし、期間を延長する場合には、新規に申請を行うこと。

〈寄付のお願い〉

長崎の教会の活動・維持・保存のため、商品売り上げの一部を長崎教区に寄付する形のご協力をお願いできれば幸いです。皆様のご協力に感謝申し上げます。

なお、世界遺産登録が見込まれる「長崎の教会群」の維持・保存に協力していただける方は、認定NPO法人世界遺産長崎チャーチトラストによる「保存サポーター制度」もご利用できます。詳しくは下記の認定NPO法人にお問合せください。

- ・認定NPO法人世界遺産長崎チャーチトラスト「長崎の教会群保存サポーター制度」
(リンク <http://www5.cncm.ne.jp/~ngs-ch/ct02-02.html>)

〈撮影許可等の申請方法〉

申請に当たっては、規定の申請用紙をダウンロードの上、記入・押印いただき、企画書等を添付し、長崎教区に郵送またはFAXでご提出ください。

お申込み・お問合せ先

カトリック長崎大司教区 法人事務所

担当者：若林（わかばやし）

〒852-8113 長崎市上野町10-34 カトリックセンター

TEL：095-846-4248 FAX：095-848-8310

問合せ対応時間： 9：00～17：00（月～金） 9：00～15：00（土）

〈写真等借用又は商品製作の相談に関して〉

長崎の教会群インフォメーションセンター

担当者：榮（さかえ）

〒850-0862 長崎市出島町1-1-205 出島ワープ2階

TEL：095-823-7650 FAX：095-895-9690

<http://kyoukaigun.jp>